

## 茨城県中央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会要項

## (趣旨)

第1条 この要項は、茨城県中央地域定住自立圏形成協定（以下「協定」という。）により形成された圏域全体を対象として、圏域の将来像及び協定に基づき推進する具体的な取組などを定める定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるために開催する茨城県中央地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定または変更に関すること。
- (2) 懇談会がビジョンに関し必要と認める事項に関すること。

## (構成)

第3条 懇談会は20人以内の委員で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、水戸市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 協定の取組に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、水戸市長が適当と認めるもの

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により依頼された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営)

第5条 水戸市長は、必要に応じて懇談会を招集する。

2 懇談会に、座長と副座長を置く。

3 座長は、懇談会の議長となり、その運営に当たる。

4 座長が懇談会に出席できないときは、副座長がその代理を務めるものとする。

5 水戸市長は、必要に応じて委員以外の者を懇談会に出席させ、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、水戸市市長公室政策企画課において行う。

## (補足)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要項は、平成28年5月11日から施行する。